

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の職及び職種に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市交通局事務処理規程第2条第2項に定めるプロジェクトチームを構成する職員の職名は、チームリーダー及びサブリーダーとする。

別表第1中「技術長」を「理事」に改め、「安全運行管理官」の下に「お客様サービス推進員」を加える。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)